

## 漁村の労働関係とその社会的基礎

内藤, 莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328842>

---

出版情報 : 哲學年報. 11, pp.64-92, 1951-03-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



# 漁村の労働関係とその社会的基礎

内 藤 莞 爾

最近はやや下火になつた感もあるが、戦後、最も華々しい問題の一つは確かに「封建性」の検討であつた。ところで、その検討の方向は大別すれば二つに別れると思う。それは歴史上からした封建性の検討と、現に残存する封建性の吟味とである。「残存」という言葉になお問題を残すなら、後者は封建的現実といい換えてもよい。いうまでもなく、封建性の問題が採りあげられるようになったのは敗戦に伴う大転換を契機としてのことであるから、歴史的な検討にしても、それは現在の日本に志向しているか、少くとも日本的封建性の検討である場合が多い。封建性の残存乃至封建的現実の問題にしても、それがとくに日本における封建性の残存、日本における封建性現実であることはもちろんであらう。

ところで、こうした動きのなかで、漁村の封建性に注目したのはとくに法社会学の人達の方である。もちろん、それ以前に、一部経済史家や民俗学者の調査研究のあつたことも否定出来ない事実であらう。本稿は封建性云々といった大きな問題の提起を企図したものではないが、見方によつては漁村の封建性を理解する一助ともなふと思つて、不備のままあえて、大方の批判を冀うことにした。短期間の調査であるので、調査事項にも不備があり、かつ現象の解釈に至つては再

考を要すべきことはいうまでもないが、これらは後日の補正を期したいと思つてゐるので、こゝでは單に資料の提出と、これに対する調査者の示唆として採られれば幸甚である\*。

\* 本調査は昭和二十四年秋と同二十五年夏の二回にわたつて行われた。しかしいずれも調査の主目的はこゝで採り上げたような問題以外の点にあつたので、本稿で関係する諸事項については未調査の箇所と共に、分析不足の問題を多く残している。

## 一

本稿では漁村の労働関係とその社会的基底について若干の示唆を与えることにその目的があるわけであるが、しかしこうした問題を採り上げるにしても、その採り上げ方にはいろいろなものが指摘されるであろう。わたくしはこの際、一定の漁村社会を対象として、そこにおける労働関係がいかに営まれており、またその基礎にあるものが何であるかを明らかにすることによつて、この問題への一つの見通しをえようとした。けれども周知のように、日本漁村社会の構造やその労働関係の在り方は、ここで問題となるような漁村のそれに限らるべきではない。むしろさまざまな型や在り方が予想されるところであつて、したがつてわたくしはこれをもつて日本漁村社会の一般性に言及するわけではもちろんないのである。ただ社会科学の分野においては比較的遅れてゐる漁村生活の社会的方向について、将来の集大成や理論的把握への一資料となることを願うだけのことである。

さて、調査の対象となつたのは静岡縣賀茂郡T村であるが、記述にさきだつて、この村の概観に触れておきたい。T村

はその位置からすれば、伊豆半島の西海岸、半島のほぼ真中に当つてゐる。東海道方面との交通は、陸運としては土肥、修善寺を経て三島、沼津に出る便もあるが、時間もかかり運賃も高いので、海路沼津に出る道を探る方が多い。いずれも日に二三回の便がある。陸路約五時間、海路約三時間で沼津に達する。

村は大きく分けてO部落とT部落となる。O部落は戸数約一九〇、漁業にもたずさわつてゐるが、水田も若干あり、まづ半農半漁ともいふべき部落である。ただし半農半漁とはいつても、それは同一人で両者を兼ねるという意味ではなく、専門化は既に前提とされている。T部落はT村のいわば本村である。O部落とは海に迫つた山裾によつて地理的にも区別され、二つの部落はこの山裾に穿つたトンネルによつて結ばれてゐる。T部落は戸数約八〇〇、T湾に臨んで、その大部分が漁撈乃至これに關係した産業に従つてゐる。すなわち純漁村に近く、しかもこの型の村としてはきわめて大きいことに注目すべきである。海岸からすぐに急峻な山を背負つてゐるので、部落は完全な密集聚落であり、民家は海岸のわずかな平地や狭い山峽に蟠集してゐる。したがつて小部落（小字）としては月の浦、姥の浦、合の浦、井田子が区別されてゐるが、これも行政区劃的な意味に止まつて、聚落として見た場合は完全に一つである。T村全体の戸口は昭和二十三年度の調査において、戸数一、〇三四、人口五、七九〇、うち男二、八六八、女二、九二二人で、女がやや凌駕してゐるが、しかしこれは戦争を境にした現象であつて、それ以前は、他の漁村と同様に、男人口の方を多としていた。<sup>＊</sup>一戸当り五・六人という平均はもちろん全国の平均をはるかに上廻つてゐるが、本村としてはなお戦前に及ばない（このうちO部落だけをとると、戸数一九〇、人口九三八人で、平均四・八人となり、純漁村のT部落とはやや趣を異にしている点に注

目すべきである。次に職業構成は昭和二十四年一月五日現在で左のようである。

|                 |  | 主 業 |  | 副 業 |  |
|-----------------|--|-----|--|-----|--|
| 農 業             |  | 一二四 |  | 六四一 |  |
| 林 業             |  | 二   |  | 二七  |  |
| 水 産             |  | 五一三 |  | 一九  |  |
| 飲 業             |  | 二   |  | 一   |  |
| 建 設             |  | 四二  |  | 七   |  |
| 製 造             |  | 一一一 |  | 二〇  |  |
| ガ ス             |  | 九   |  | 一   |  |
| 商 業             |  | 五七  |  | 二三  |  |
| 金 融             |  | 二   |  | 二   |  |
| 運 通             |  | 四二  |  | 七   |  |
| サ ー ビ ス         |  | 五   |  | 二   |  |
| 自 由 業           |  | 三四  |  | 一五  |  |
| 公 務 ・ 団 体       |  | 二七  |  | 七   |  |
| 其 他             |  | 一二  |  | 一   |  |
| 計               |  | 九八七 |  | 七六一 |  |
| 無 職             |  | 五〇  |  |     |  |
| 漁村の労働関係とその社会的基礎 |  |     |  | 六七  |  |

漁村の労働関係とその社会的基礎

六八

\* なお昭和二十五年年度の調査によると、全村の有職業者二、六九九、可働者三、二七一、不可働者二、六六九、無業五七二人となり、個人別の職業分類は左のごとくである。

漁九三二、農一、〇三二、工二七八、運通七九、商二〇八、建築四〇、公務・自由八一、事務六四、電気二三、サービス二二、其他五一〇

\*\* 大正九年以降、国勢調査毎の戸口は次のようである。

| 年次    | 世帯数 | 男     | 女     | 計     | 戸平均  |
|-------|-----|-------|-------|-------|------|
| 大正九年  | 六四一 | 一、七三二 | 一、八五〇 | 三、三二二 | 五・一六 |
| 大正十四年 | 七〇四 | 一、九九二 | 一、七九〇 | 三、七八四 | 五・三七 |
| 昭和五年  | 七九二 | 二、四六六 | 二、〇六一 | 四、五二七 | 五・七一 |
| 昭和十年  | 八一三 | 二、五二七 | 二、二七六 | 四、八〇三 | 五・九〇 |
| 昭和十四年 | 七五〇 | 二、六六八 | 二、五九六 | 五、二二七 | 六・一五 |

すなわち有職世帯の五二%までは直接漁業に従事していることになる。しかもこの漁業は地先の海に依存する小規模なものでなく、近代的装置の漁船による遠洋鯉漁を主とするものである。そして他の産業も何等かこれとの関連を有つてゐる。すなわち製造工業もその大半は鯉節その他の水産加工であり、建設業は造船、運通業は陸海運による水産物の運搬、商業も雜貨を除けば水産物の関係が多く、つまりほとんどの産業が水産、漁撈との連関を有つてゐるのである。要するに遠洋鯉漁を大宗とした近代的な漁村ということが出来るのであつて、しかも單に漁民の聚落という以上に、製氷会社、造

船場、加工工場等を備えた、いわば漁業基地たる性格も濃厚にしているのである。なお前表の農家二二〇はO部落にあつて、水産とは直接の関係はない。また副業の農六四一も一見奇異に感ずるであらうが、これは漁民の妻が生計の足しとして山の急斜面を耕しているのであつて、家庭の消費以外に生産的意味はないのである。

\* 水産加工、すなわち鰯節製造はこの村の漁業と表裏一体をなしている。現在、T村には三九軒の加工業者（釜屋<sup>カマヤ</sup>）があり、水産加工業者組合を結成している。しかし加工業者は船主その他漁業者とは別の経営体をなしており、同一人で両者を兼ねることはない。もつとも特定の船主と結んでいる加工業者が、原料の入手に有利なことはいうまでもない。鰯は全部この村で水揚げされるとは限らないが、水揚げされた魚は村の市場でセリにかけられる。この場合、船主と結んでいる業者は優先的にこれが確保されるわけであり、中には数人の船主と契約している業者もある。

\* \* こうした産業的相違もあるためか、同じT村でもO部落とT部落とは生活面も大分趣を異にしている。T部落のT神社は古い式内社で、近頃はO部落の入幡、神明両社も合祀しているが、こうした統合にもかかわらず、祭祀の行事はまったく別に行われる。なお寺院としてはTにS寺、OにE、Aの両寺（すべて臨済円覚派）があり、S寺はTのほとんど全部を占め、檀徒約一、二〇〇、E、A、両寺は各四〇。またOでも漁民はS寺が多く、E、A両寺はTの農家を主としている。

次に労働組織と直接の関係のある漁季であるが、これは慣習に一月から三月までを春漁、四月から八月までを夏漁、九月と十月を秋漁、十一月と十二月を冬漁としている。季節による漁獲物は大体次の通りである。一月から三月までは鯖、あじ、むろあじ、鯖を主とし、四月から十月までが問題の鰯の漁季となる。そして十月、十一月、十二月は秋刀魚、あじ鯖が中心となる。これが大型船による本村の主要漁獲物であるが、なお四月から八月までは鰯漁も若干あり、九月から十

二月までは烏賊釣り、むろあじの漁獲もある。<sup>\*</sup>さらに十一月から三月頃までは湾内の伊勢海老も特産の一つとされている。しかしT村漁業の中核はあくまで鰹漁にあつて、これに較べては他は問題にならないといつてよいだろう。その漁区は南は鹿児島島の南端から小笠原に至り、北は金華山沖に達する広大なる海面にわたつており、とくにその豪快なる一本釣りは、鯨漁の亡んだ今日、正に日本漁業の華と称すべきである。したがつて漁船も最新式の設備に力を注いで、絶えず改修や入れ替えが行われており、最早焼玉エンジンのごときは完全に姿を消している。昭和二十四年度に就航した遠洋漁船は二八隻、一二七三余噸、三、三一八馬力に達しているが、まだ戦前の水準には及んでいない。左は累年の鰹漁船数および二十四年度出漁漁船の概要である。

| 年度    | 噸数  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  | 24 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 無動力   | 150 | 150 | 143 | 140 | 140 | 148 | 148 | 96  | 100 |    |
| ～10   | 36  | 39  | 39  | 33  | 29  | 25  | 17  | 11  | 10  |    |
| 10～20 | 14  | 7   | 7   | 5   | 7   | 9   | 7   | 6   | 4   |    |
| 20～30 | 3   | 4   | 2   | 2   | 5   | 7   | 10  | 14  | 13  |    |
| 30～   | 18  | 17  | 7   | 2   | 6   | 6   | 7   | 10  | 15  |    |
| 計     | 221 | 217 | 198 | 182 | 187 | 195 | 189 | 137 | 142 |    |

\* このうち鰹船にとつて最も重要なのはムロアジと秋刀魚の漁獲である。これは鰹が休閑になる期間中に、主として北日本で行われる。漁区の拡大と共に鰹漁の期間も延長されたが、それにはなお限界がある。しかも鰹船としては経営体として一定の漁夫を確保し漁村の労働関係とその社会的基礎

| 船 名       | 噸 数    | 馬 力 | 船 名       | 噸 数   | 馬 力 |
|-----------|--------|-----|-----------|-------|-----|
| No.16 東水丸 | 148.02 | 250 | No.2 田子島丸 | 28.04 | 80  |
| No. 8 弁天丸 | 99.10  | 210 | 龍 勢 丸     | 26.99 | 80  |
| No.5 日之出丸 | 83.40  | 200 | 明 神 丸     | 26.26 | 80  |
| 昭 福 丸     | 83.10  | 212 | No.6 弁天丸  | 25.50 | 65  |
| 眞 豊 丸     | 71.03  | 170 | No.5 神栄丸  | 23.06 | 81  |
| No.3 弁天丸  | 49.57  | 170 | 明 光 丸     | 22.82 | 62  |
| 惠 比 須 丸   | 48.16  | 120 | 稻 荷 丸     | 33.51 | 120 |
| 天 正 丸     | 38.05  | 170 | 法 栄 丸     | 22.15 | 50  |
| 魁 万 丸     | 31.95  | 90  | No.3 日之出丸 | 22.01 | 63  |
| No.5 新正丸  | 31.81  | 120 | 妙 德 丸     | 22.00 | 65  |
| 田 子 丸     | 29.56  | 90  | 八 幡 丸     | 21.09 | 63  |
| 八 千 代 丸   | 29.04  | 75  | 海 光 丸     | 80.13 | 160 |
| 孫 七 丸     | 28.21  | 120 | 極 東 丸     | 62.62 | 160 |
| No.5 豊光丸  | 31.50  | 100 | 六 丸       | 55.17 | 90  |

ておく必要があるので、この間でも休むことは出来ない。そこで多くの漁船——主に三〇噸以下——はこの秋から冬にかけては樺受網によるムロアジ、秋刀魚の漁獲に向うのである。このうちムロアジは主に村の加工業者に渡されて、乾物に製造される。

ところでこの村がかように鯉漁としての特色を有ち出したのは何時頃であるか。この点については、明治の中期、全村を焼払つた大火で史料も完全に焼失しているので、檢すべきものもない。ただ旧幕時代（天領）でも、鯉をもつて年々の例貢とした由であるので、相当古くからの歴史をもつことは推察出来るのである。しかし機動船によつて、現在の様な広い漁区をもつようになったのは、もちろん新しい時代のことである。それは大体、明治、大正の交のことであり、それ以前はもつぱら櫓船および帆船によるものであつた。いわゆる八丁櫓、小啗漁舟がそれである。しかしそれでも遠くは三宅島まで出かけたということであるから、「板子一枚」の「fisherman spirit」は或る程度伝統的なものであるともいえよう。初めて使われた機動船は小型の発動機船であつたが、これにも石油使用から電気発火時代、無点火時代（すなわち火球、着火、有水時代）、無注水時代を経て、現在のディーゼル・エンジンの時代に達したことは、この国漁船の発達とその軌を一にするものである。

\* 鯉漁村の成立過程については駿河湾を距てて相對峙する御前崎の記述が示唆的である（竹内利美、『漁業組織と村落』、「水産」第一号、一九四七年一〇月号、二二—三二頁）。本村のそれも御前崎に準じて考えて、ほぼ差支えはないとおもう。

## 二

さてこうした鯉漁船に乗る乗組員、すなわち船子であるが、これは船の大きさによつて大分違つてくる。しかし大体、

三〇噸から五〇噸の船を多としているので、乗組員も三〇人から四〇人ぐらいのものが最も多い。<sup>\*</sup>航海中における職務の分担は次の通りである。まず船長以下、機関長一名、これには一人か二人の「油差し」という補助者がつく。また今日では各船とも無線電信を備えているので、通信士一人が同乗する。あとは漁夫となるわけであるが、これは大船頭によつて統率される（大船頭を漁務長というような近代的な名前で呼んでいる船もある）。現在の鰹船はただ魚を獲つてくれればよいといったものと違つて、水揚げの決定や取引先での価格の折合い等、外部的な折渉も多い。それに船主は船に乗らないことになつていたので、この代理を勤める者がいなくてはならない。また航海規則や關係法規にも通じていなくてはならない。船長とはこうした資格を備えた者である。つまり船長は外部に対してはその船を代表するのであるが、しかし一度び外海に出れば、船中の統制は大船頭の手に移ると見てよい。とくに漁撈に關しては大船頭、或いはこれと頭分の船頭數名の合議によつて決定される。しかし大船頭といい、頭分の船頭といつても、それは慣習上の呼び名であつて、公にはその名前の出ないのがむしろ普通である。漁夫には艀乗組、舳乗組といつた職場の位置による区分もある。船の構造からして、船の前部は比較的魚も多く集り、また釣り場としても容易なので、經驗を積まない者にはこの職場が割当てられる。つまり早く艀乗りになることは彼等の望むところでもあり、名譽でもあるわけである。また技術上、配当上、まだ一人前と看做されない年少者は炊事その他、雜用を分担する。なお鰹つりは鰹の生餌を絶対必要とするので、「餌かい」といつた仕事もある。これには多く老漁夫が當つてゐる。

\* 昭和二十五年調査によると、乗組員六一九人の船一、一〇一一九人の船二、二〇一二九人の船五、三〇一四九人の船二一、五〇一

漁村の労働關係とその社会的基礎

九九人の船三となつてゐる。

しからばこうした船子は相互に、或いは船主といかなる関係にあるだろうか。本稿ではこの点に中心を置きたいと思うのであるが、ここで注目されるのは彼等が非常に族的関係を濃厚にしていることであり、また他の社会関係も或る程度、これに基礎を置いているとも見られる点である。ただこゝでは全部の船について当ることは出来なかつたので、二三の実例について、それも船主からした族的関係を中心として見てみたい。

第一例 天正丸 (五一噸)

| 職務  | 氏名    | 年齢 | 族的関係 (船主より見たる)   |
|-----|-------|----|------------------|
| 船長  | 椿保夫   | 二四 | イトコチガイ (その母とイトコ) |
| 大船頭 | 山本定一  | 四三 | イトコチガイ           |
| 機関長 | 藪田森造  | 四八 | オイ (妹の子)         |
| 餌かい | 山本清三郎 | 六五 | イトコ              |
| 漁夫  | 山本辰之助 | 四三 | 弟                |
| 同   | 山本田平  | 四四 | イトコ              |
| 同   | 山本富之助 | 四九 | 弟                |
| 同   | 山本信義  | 四九 | 縁故なし             |
| 同   | 山本良作  | 四一 | 弟                |
| 同   | 磯谷喜勝  | 三九 | 義弟 (妹婿)          |



すなわち乗組員二八人のうち、船主と縁故関係のない者は六人だけであり、そのうち二人は叔父、甥の関係にあることは判るが、他の四人も船子の誰かとのつながりはあるかと思う。本稿では船子が親族の者から多く構成されていることを示せば足りるわけであるが、とにかく船主よりした族的関係はこの第一例では子二、第四、甥三、従兄弟五、従兄弟達い六となり、なおこれ以外に「祖母の養子の子」（強いていえばイトコ）一、「母方のイトコの子」（イトコチガイ）一が加えられる。しかし実際の族的関係は、右表にも見られるように、親族称呼では充分に表わせない程の複雑さを示していることに注目すべきであろう。例えば子の二人は実子であるにしても、弟の一人は妹婿であり、甥の三人のうち二人は相互に兄弟である。しかもこの三人はそろつて妹の子であるので、男系からすれば縁が遠いと共に、とくにその一人は義理の間柄にある。つまり貰い子であるために血縁はない。これが従兄弟となるとさらに範囲が広くなり、船主自身の従兄弟は三人だけであつて、他は妻の従兄弟、弟の妻からした従兄弟であり、「祖母の養子の子」となると親族関係も相当稀薄といわざるをえない。イトコチガイとなると一層甚だしいことは前表のごとくで、直接のイトコチガイのほか、妻方、母方のものもあり、マタイトコチガイもある。これにはさらに姻戚関係が加わつて、例えば藪田利右衛門は船主から見れば妹の子であるので甥に当つているが、これには船主の娘が嫁しているのも、娘婿にもなる。また船主の長男哲也には大船頭の妹が嫁に來ているので、この嫁を迎れば大船頭は甥ともいえる。また椿要は父方からすればイトコチガイであるが、母方はイトコに當つている。なおこの天正丸の乗組員で他村の者は最後の鈴木豊徳一人であるが、これは前述のように現在は乗船しておらず、また藤井花作は〇部落の者で部落は違つているが、これは船主の弟からすればイトコに當つてい

## 第二例 惠比須丸（四八・一六噸）

| 職   | 氏名    | 年齢 | 族的関係（船主より見たる） |
|-----|-------|----|---------------|
| 船長  | 山本克治  | 四六 | 長男            |
| 漁務長 | 栗田豊作  | 五五 | 縁故なし（譜代漁夫）    |
| 油差  | 山本広   | 五五 | オイ（兄の子）       |
| 餌かい | 松村久兵衛 | 六二 | 縁故なし          |
| 同   | 藤井孝太郎 | 六五 | 縁故なし          |
| 漁夫  | 山本文之助 | 五五 | オイ（姉の子）       |
| 同   | 山本貞二郎 | 四九 | オイ（文之助の弟）     |
| 同   | 森蘭助   | 五一 | イトコチガイ（メイの夫）  |
| 同   | 山本省二郎 | 五二 | 縁故なし          |
| 同   | 椿仙吉   | 四六 | 縁故なし          |
| 同   | 山本辰郎  | 四〇 | オイ（文之助の弟）     |
| 同   | 間瀬定一  | 三七 | オイ（姉の子）       |
| 同   | 稻葉武光  | 四一 | 縁故なし          |
| 同   | 藪田照   | 三二 | 縁故なし          |

漁村の労働関係とその社会的基礎

|   |   |   |   |   |    |                   |
|---|---|---|---|---|----|-------------------|
| 同 | 芹 | 沢 | 慶 | 一 | 三二 | 縁故なし              |
| 同 | 稻 | 葉 | 寅 | 吉 | 三四 | 武光の弟              |
| 同 | 山 | 本 | 範 | 勝 | 二九 | 親戚の貰い子            |
| 同 | 山 | 本 | 和 | 文 | 二七 | マタオイ(メイの子)        |
| 同 | 森 |   | 至 | 剛 | 二一 | 縁故なし              |
| 同 | 山 | 本 | 只 | 夫 | 二一 | 省四郎の子             |
| 同 | 栗 | 田 | 堅 | 一 | 二〇 | 豊作のオイ             |
| 同 | 山 | 本 | 秋 | 夫 | 二〇 | 縁故なし              |
| 同 | 山 | 本 |   | 知 | 一八 | 縁故なし              |
| 同 | 山 | 本 |   | 親 | 一九 | マタイトコチガイ(貞二郎の弟の子) |
| 同 | 山 | 本 | 健 | 吉 | 一八 | 義叔父(義母の弟)         |
| 同 | 山 | 本 | 富 | 久 | 一八 | 縁故なし(譜代漁夫)        |
| 同 | 岡 | 部 |   | 満 | 一八 | 貰い子の孫             |
| 同 | 山 | 本 |   | 寿 | 一七 | マタオイ(文之助の子)       |
| 同 | 眞 | 野 | 六 | 夫 | 一七 | 縁故なし              |
| 同 | 山 | 本 | 九 | 九 | 二一 | マタオイ(メイの子の夫)      |

この第二例は本村としては極端な異例をなしているのであえて挙げたわけであるが、それでも親族関係の約半分を占めていることが注目される。異例をなすとは、これは後述するように船主の家柄としても他の船主と類を異にしていると共

に、船子の採用について船主個人の義侠的な精神が強くあらわれているからである。例えば他の船主はあまり歓迎しない他所者でも事情によつては雇ひいれており、また漁夫の某のごとく人が相手にしないので拾つてやつたとか、手癖が悪くて雇手のない者を助けてやつたとか、予科練歸りで手のつけようのない者を使つてやつたとかはその類である。また譜代の漁師というのは村でかならずしも使われている言葉ではないが、とにかくこうした存在を有つこともこの船の特徴である。例えば漁務長はその当人は貰い子であるが、これはその貰い親が祖父の代からこの家の船に乗つておる關係にあり、この点、山本省四郎も同様であるが、また漁夫の藪田照も親の代から乗つており、さらに山本富久と眞野六夫とは先代と当主とが彼等の親を仕込んだ間柄にある。また松村久兵衛のように困つていた時、助けてもらつた恩義で永年勤めている者もあつて、要するに「縁故なし」とはいつても、單なる經濟上の雇傭關係にとどまるわけではけつしてないのである。なお親族者がマタオイやマタイトコチガイといつた広範圍の者を含んでいることは前例と同様である。

### 第三例 第五 豊光丸 (三一・五噸)

| 職 務   | 氏 名     | 年 齡 | 族的關係 (船主より見たる) |
|-------|---------|-----|----------------|
| 船 長   | 山 本 精 一 | 二四  | 遠縁、但し姉の嫁先で育つ   |
| 機 関 長 | 森 直 衛   | 二五  | 養育して別家させた者     |
| 同 代 理 | 森 正     | 四九  | 直衛の父           |
| 油 差   | 椿 政 雄   | 三九  | 貰娘の聲           |
| 同     | 森 重 幸   | 二〇  | 次男             |

漁村の労働關係とその社会的基礎



|   |      |    |        |
|---|------|----|--------|
| 同 | 松田充代 | 一七 | 吉次の親戚  |
| 同 | 北浦節哉 | —  | オイ（妻方） |
| 同 | 眞野常哉 | 一九 | 縁故なし   |

右二十六人のうち、親戚関係にない者は九人であるが、このうち三人は東吉次の身内、三人は親の代から仕えてゐる譜代漁夫であり、他は近隣の者ということになる。吉次の家は明治の中頃、他所から移住してきたのを当主の先代が面倒を見てやつた関係にあるので、譜代に類するものであり、結局、縁故なしとはいつても、その大半は譜代的な意味において親族関係に似た立場に置かれてゐるわけである。この第三例はT村の船子関係を代表するといつてよい存在で、他村者は一人も含まず、非血縁の親族関係や父子同船の慣習、或いは親戚がさらに親戚をたどるといつた現象も、相当程度に明瞭である。なお非血縁の親族ということに関連して、以上三例にも偶目される貰い子の慣行について一言しておく。この地方の貰い子については既に注目された方もあり（櫻田勝徳『漁人』参照）、またこれを日本漁村全体に通ずる特徴のようにいう人もあり（田村浩『豊漁村共産体の研究』参照）、さらにこれは養子とも普通の貰い子とも違つて、「養い子」といつた方が適當だと主張する者もある。古老の言によると、当地でも、この慣習は相当古くから行われてゐる由であるが、記憶に残るところでは、とくに濃尾の大震災の時に沢山の子供が貰われてきたという。事実、出身地を洗つてみると、附近の農村よりも遠州や中京方面の者が多いようであるが、その理由については不明である。大体、七、八歳の頃貰つてきて、これが小学校を出ると、船に乗せる。その間、別に家族の者と差別待遇はない。そして適齢になると、これに嫁を貰つて

やつて別家させるのであるが、この別家にも血縁分家の場合と、大きな差異はない。時には自分の娘を娶わせることもあつて、こうしたところから見ると、單に勞力の補給とか利益分配上の有利とかいつた經濟的なものばかりでなく、別の何物かがあるようにも考えられるのである。それは女子の貰い子も往々見受けられるからである\*。

\* 現在でも、こうした慣習は多少とも残っているらしく、例えば新制中学校生徒三五〇名の調査では、その両親が共に義父、義母である者六名、これに類する者三名を数えている。

なお別家や分家——この兩者には概念上の差別は見られない——の場合、親が別に家を建ててやるのは特別で、大抵は自力で半分以上は受持つ。かまどを分ける時期は、多く嫁を貰つて子供の出来た時であるという。

貰い子のことはともかくとして、さて以上乗組員の関係を見るとき、彼等がその船主とのつながりあいにおいて、親族的要素乃至これに代ると思われる恩義的な要素をきわめて濃厚にしていることがいえるであろう。船員相互の関係については詳しく調べる余裕がなかつたが、しかし彼等が血縁、姻縁の織りなす網によつて縦横に結ばれていることは、以上三例においても仄見されたはずである。そしてこの点だけについていえば、近代の漁法により、漁業基地的性格を有つ漁村であるにもかかわらず、人的方面では正に前近代的というか、封建主従的というか、そうした色彩は否定出来ないようである。それは雇傭慣行の面からしてもいえることであろう。鯉船の雇傭契約は年四回の漁季の切れ目がその更新の時期となつている。報酬の支払いもまたこの四季である。そして各漁季の間は、絶対に他の船に移ることは許されない。しかしこの年四回もあるチャンスにもかゝわらず、あえてこれを改めようとする者はごく少い。もちろん狭い漁村で他に転業の

途はなし、それに絶えず Face to Face の間柄にあるので、方々の船を渡りあるく者の評判がよいわけではない。しかしそこにはこうした考慮的な意味以上に、感情的、伝統的な態度も見受けられるようであり、そしてこの態度を成立せしめ或いはこれを支持しているものが親族関係と恩義関係であるともいえそうに思われるのである。

それは船主をオヤカタという呼び名にも示されているが、事実、船主はフナコに対してはオヤのように振舞わなければならない。一年の大半が留守のままで送る船子の家庭にとつては、船主は何かにつけて頼みの綱となる。船子の冠婚葬祭にはその采配を振り、その有力な経済的支持者になるのも船主である。不時の支出の時は、サガリといつて前渡金が支払われる。船で怪我をしたり、出征したりした時にも特別の考慮が払われる。女房のお産のように、忌で船を休まなければならない時は、もちろんその割前を差引かれるようなことはない。この点では確かに階級的というよりは協同的である。

こうした協同的な面は両者の家族の間でも稀ではない。いつも生命の危険にさらされる船乗り稼業ではあり、また漁不漁も多く偶然に左右されるので、信心は割合に熱心である。船主の妻は留守をあずかる船子の妻とつれだつて、航海安全と大漁の共同祈願に出かけて行く。船主の妻もオカミサンであつて、両者の間には価値感は見られない。子供同志もそうである。一月二日の「乗り初め」や恵比須講、大漁祝いの時には船主の家で饗応がなされる。船子同志の間はもちろん親密である。親戚ではあるし、同じ船に乗組んでいるとすれば、そこには生活共同的な感情が湧いてくる。葬式のように他人の手を借りなければならぬ場合、主な働き手になるのは船子仲間である。船主の家の不幸には「船止め」になつて、船子は全部出向いていくが、反対に船子の場合には船主夫婦が出掛けていつて一切の指揮をとる。T 部落では地域的な組は

ほとんど機智を發揮していないので、葬式の主役はいきおい近親と船子仲間ということになるのである\*。

\* 親族関係の濃厚なことはこの村漁業と表裏をなす水産加工の方面でも見られる。T村の鯉節は実用品というよりは贈物に用いられる高級品であるが、この部門ではまだ機械や動力は用いられておらず、純然たる手工業の域にとどまつている。したがつて一作業場の使用人も二〇人を超える場合は少く、また季節的にも同漁季においても閑忙のはげしい仕事であるため、固定賃銀によることは不可能であり、すべて出来高制が採られている。そしてこのことが必然的に親族関係の援用になると考えられるのである。

節製造には女子も多く雇われている。しかし相当程度の技巧と熟練とを要する作業であるので、重要なボジションはもちろん女子には任されていない。骨抜き、塩辛づくり、節の芯けずり、雑用等が女子の分担である。新制中学の女生徒も夏休中はこの釜屋で見習兼アルバイトをやるし、彼女等の職業志望も六割まではこの釜屋を記録しており、これに対して都会の女生徒が憧れる事務員は一割程度、上級学校志望は流行の洋裁学校を含めても一割五分程度にすぎない。現在、釜屋の女子使用人数は大体男子と同様であるが、この職場への志望程度は男子にくらべてはるかに高い。事実、外部への交通の不便なT村の女子にとつては、これ以上の職場はないわけである。

### 三

ところで以上の叙述からすれば、T村の鯉漁船の労働関係を律するものが一応「親族共同体」的であるということも出来そうである。そこでは男系の血縁者や系譜関係に重きを置くという態度は明瞭に見られないので、少くとも重要な生活面では「同族的」ということは出来ない。漁船の生活では統制と協同とが不可欠の要素である。魚群は一瞬にして来り、一瞬にして去る。親族共同体的なものを船の社会組織に適用することは、この点、確かに当をえたものであつて、これは

出身地別従業者数\*

|      | 地元  | 縣内 | 縣外 |
|------|-----|----|----|
| 船曳網  | 12  |    | 9  |
| 棒受網  | 760 | 61 |    |
| 鰹・鮪漁 | 816 | 36 | 15 |
| 鮪定網  | 13  |    |    |
| 採藻   | 5   |    |    |

(昭和二十五年年度)

船主自身がこうした社会的基礎があつてはじめて船の統一が保たれるといつてゐることに示されるところである。しかしこうした言葉を定価通り受取るためには、一二の点についての補足が必要となつてくるだろう。なるほど船子には地元の方が大部分を占めているし、また親戚関係や恩義関係に基く者が多いには違いない。けれどもここで考えられることは、こうした関係の親疎、濃淡が船の職務分担の上でかならずしも明瞭に出てこないことである。ところで問題はそれだけではない。これと関連して気のつくのは村全体の親族関係であらう。というのは、各鰹船が親族の者を多く乗組ませるとしたところで、村が全体として親族的な傾向を帯びてゐるとしたならば、この点はさして重要とも思われなくなるからである。事実、この疑問はある点では妥当である。「下手に悪口はいえない」とは、よくこの村でよく言葉であるが、それは狭い村のことであるから、お互いに古事来歴を心得ているにもかかわらず、相手が思いがけないところで話題の主と関係を有つてゐる程、その親族関係は積分化されてゐるのである。\*

\*\*\* ここでは村内の同姓集団について述べる必要はないと思う。大姓は山本、森、棒等であるが、これらは出自からして幾つにも分れてゐるし、また同姓、同出自であるからといつて、別に生活面における協同も共属意識も濃厚でないからである。送葬の慣行もこゝでは同姓者の結合を確かめる場とはならないようである。

さてこの点を確かめるのに最もよいのは、やはり通婚の問題であらう。ところでこの村を支配しているのは依然として部落内婚の傾向なのである。例えば昭和二十三年度

における丁村婚姻受付数は八三件であつたが、そのうち戸籍面からして村内婚と目されるものは四八件（内、養子縁組四）、すなわち五七・八％になつてゐる。もちろん実際の数はそれ以上に上ることが予想されると同時に、かつてはこの傾向が一層甚しかつたことも推察されるのである。職場としては類のない広い海面を有つ丁村も、人的方面においてはきわめて封鎖的であつたわけである。そしてこうした封鎖性を助長したものとしては地理的孤立や産業的異質性も考えられるであらうし、またこの村でとくに顯著な若者仲間の婚姻への規制も否定出来ない事実であらう\*。が、とにかく幼少から漁村の雰囲氣に育つて、また漁夫としても相当特殊な鯉釣りの訓練をうけ、さらに土地の娘を妻とした者が多くその土地に留まることは当然である。貰ひ子のように小さい時から村に居つてゐた者は別であるが、外来の男子はこの特殊な産業にはなかなか馴染まない。他村の娘にしても、農民と漁民の価値感情は問わないにしても、仕事の性質がいちぢるしく違ふ上に、家庭の責任は重く、その上、夫の不在勝ちな家を好んで選ぶわけではない。人口の交流は一層制限されるわけである。が、とにかく、事情が以上のようなものであるとするならば、村中が親戚であるとはいえないにしても、血縁、姻縁、擬制的な血縁関係が縦横に交錯してゐることは事実であり、したがつてさきの例にもあるように、同一人で血族と姻族の双方から数えるとその親等と称呼とを異にすることもけつして稀ではないのである。

\* 現在この村の若者組は漁村青年同盟の支部として、任意加入を建前としてゐるが、戦争以前には強制加入を原則とするもつと統制のとれた団体であつた。しかし他村の村のように年齢階級に基礎を置いて、上下的秩序と訓練とに重きを置いたものでなかつたことは今も昔も變りはない。それは同年者の横の連帯を主としたものであり、現在でも七十余の「若者宿」があるが、これも数人の同年者、つまり親しい学校友達の集まる宿である。漁村特有の狭い家庭の雰囲氣を脱して、仲のいい友達が話し合う「遊び宿」なのであ

る。したがって村でも、祭祀以外には社会的機能を青年に期待していないし、いわんや産業組織との関聯のごときはまことに稀薄である。そしてこうした宿であるため、宿の仲間は地域を越えても成立する。今日青年同盟は五支部から構成されているが、この支部構成の単位はその地域に家を有つ青年ではなく、その地域内の宿に集る青年なのである。

ところでこうした友誼的な青年組織、サロン化された若者宿であるにもかゝらず——或いはそれなるが故に——、婚姻に対しては或る規制的な役割を果している。それは一言にしていえば、「相手の選択には親を惑わさない」というか、「他所の女を嫁にするようでは働きがない」といつた類である。婚姻は一切宿仲間の取纏めるものとされている。一切の交渉は宿仲間の手によつてなされ、すつかり御膳立が済んでから両親の手に引渡される。婚禮の席にならず若者の場所が設けられるのもこのためである。女子には「宿」はないが、とにかくこうした制度の下にあつては「娘は若者のもの」という觀念はないにしても、また他所に嫁し、他所から娶る者に妨害は加えられないにしても、そこには動かしがたい「輿論の潮流」があつて、村内婚を助長する結果になることは当然予想されるところであらう。

この村の青年組織は隣村Aのそれとは正に對蹠的である（拙稿「漁村の若者集団」八学会連合大会報告『人類科学』所收、参照）。Aではその御條目に示されているような旧來の統制的組織が今日でもとられており、村の社会構造との関連も密接である（大日本聯合青年団編『若者制度の研究』参照）。なお漁村の婚姻と若者宿との關係については有賀喜左衛門『若者仲間と婚姻』（『日本婚姻史論』所收）、潮見俊隆『農村の家族と漁村の家族』（『水産』第一号所收）参照。

もちろんわたくしたちは、こうした客観的な体制をあまりに重視して、各鯨船の労働關係をその当然の歸結のように考へてはならないと思う。そこには不知不識にしても、ミウチとしからざる者との間に差別感の働いてくることも事實であろう。ただ問題はこうした感情だけによつて一船の組織がとられてはいないであらうということである。原理的にいうな

らば、もし根底から親族関係や恩義関係によつて貫かれているとしたならば、賢愚を問わず、その親疎の度合によつて所定のポジションが与えられなければならない。しかし、事實はかならずしもそうではない。重要な地位には血縁関係をさし措いても、遠い姻戚の者や非血縁の者まで用いられることは前例の通りである。そこで前面に出てくるのはむしろ知識であり、才幹であり、経験、能力であるといつてよいであろう。船長は年齢を問わず、一船を託しうるような人物でなくてはならない。年功を積んだ老漁師でも、鰹漁には缺くことの出来ない視力が衰えた場合には餌かいのような閑職に廻される。大船頭には漁撈上の経験と平漁師を統制出来るだけの年齢とが大切であるが、しかしそれはもちろん名譽職的な存在ではない。したがつて事業の不振からはこれを辞めなければならないような事態も生じてくるのである。

ここで考えられることは——これは当然ではあるが——漁撈が何よりも経営体であることであろう。このことはとくにT村の鰹漁の場合に考慮しなくてはならない。というのは経営者はもはや網元的な存在ではない。それらは前資本主義的な性格を払拭して、むしろ純然たる企業家たらんとしているからである。この村だけについていえば、現在二十数名に及ぶ船主は旧網元（津元）のそのままの延長ではない。津元の大部分は没落し、一部は漁業資本家と化してしまつたのである。現在の船主はそのほとんどが漁夫中の、いわば *primus inter pares* なのである。こうした転換を促進したのはいうまでもなく漁船の機械化である。父祖伝来の漁法を守つて、獲つてきた魚はそのまま釜屋に売渡すといった商法に依存していた旧津元にとつては、正に賄いきれない事態が発生した。それは機械化に伴う資本をどうして手に入れるかというものであつた。彼等にはこれを才覚する能力はない。出資者を求めるににしても、階級的内婚を主とした時代であるか

ら、地元や同業者にこれを仰ぐことは出来ない。ここに旧い型の津元の晩鐘が奏でられたわけである。つまり経営者たる地位を追われて、没落するか一金主になり下つてしまつたわけである。才幹があり、かつ資本を糾合しうる能力を有つたものはこゝにのし上るチャンスが与えられる。現在の船主はその大半がこれである。そしてこの際、親族共同体の零細な資本もこれに役立つたことはいふまでもない。しかも機械化の進歩と相俟つて、漁獲物は幾何級数的に増加する。借金によつて出来上つた新企業家——船主——は、こうして一部資本家の地位にものし上つたわけである。つまり完全ではないにしても、経営権と資本との掌握、こゝに現在の船主が出現したともいえるであらう。

とすれば、親族同船の慣習にしても、それはむしろ新しい現象といわなければならぬ。「新らしい」というのは、旧津元時代には船の規模からしてその採用の範囲が比較的小であつたことと、津元の階級的性格からして船子との関係も現在と異なつていたことが想像されるからである。もちろん、前者の場合、同一津元が幾艘もの漁船を所有していたとすれば、この推論は当然ないわけであるが、しかし後者の点だけは確かだといつて差支えないであらう。すなわち、親族関係の適用はたとえ旧来からの慣習ではあつたにしても、機械化に伴つて、少くともその内容と適用度には格段の差が考えられるのである。端的にいえば、いやおうなしに資本主義的体制のうちに追ひこまれたT村の遠洋鯉漁は、この親族共同体をむしろ経営者の側で「利用」することによつて伸び、また恐慌に際してもこの共同体を緩衝地帯とすることによつて耐えてきたということも出来るであらう。<sup>\*</sup>わたくしはこの問題を解くところの漁獲物分配、すなわち代<sup>しろ</sup>配当の具体的数字を持合せているが、今その公表は差控えたいと思う。そしてここではただかゝる分配がきわめて合理的な資本主義的計算に基

いているのを指摘するに止めたい。船玉、船代、網代、綱代といった言葉は従前通りのものである。しかしそれにもかかわらず今日ではその内容はただちに経営簿記学上の用語に翻訳しうる性質のものである。ただその間にあつて、世話代の有つ意味と比重については、將來の研究者に一つの示唆を与えておきたいと思う\*。

\* 事実、今日の鰹漁は到底村内資本の糾合などで賄えるものではない。外資は絶えずT村漁村経済に流入されている。上昇過程にあつた船主経営に対して、そのきつかけをつくつた最大のもは昭和六、七年の大火不況である。産業組合の進出が比較的早かつたこの村では、従来船材、船具、食糧、油等の重要物資はすべて産組の手を経て調達されていた。しかるにこの不況は産組の支払を停滯せると共に船主の経済を一挙にしてどん底へおとし入れた。大巾の外資はこの時流入すると同時に、これが契機となつて、今までは見られなかつた金融面での産組との提携が促進された。しかし、今日における最大の原因は戦時中の漁船徴用でなければならぬ。戦争は目ぼしい船と共に多くの人命とをこの村から奪い去つた。現在就漁している船のほとんど全部は戦後の建造乃至入手によるものである。その資金が地方資本のよくなしうるものでないことは言を俟たないであらう。チャーター船の出現もその現われである。もつとも戦争を前後して、村に新しい漁業資本家が出現してきたことも事実である。それは水産加工業者であつて、彼等の金融面への大巾な進出は戦争によつて魚の需要と価格の騰貴を見たのと機を均しくしている。しかし彼等の漁船への融資は本来的に金利を求めるのではなくて、魚を獲取しようとする、いわば前渡金たる性格をもつものであつた。しかも加工業者の資金が都市の乾物問屋、引いては純然たる金融資本家と無関係でないことは当然予想されるところである。ところでこの行き方は船主自身にまで影響したことを見通すべきでない。一部の船主は加工業者たる業務を兼ねるようになったのである。すなわち船主は鰹を自分で買つたことにして、これに加工を命ずる。鰹節は貯蔵の利くものであるから、値上りを待つてこれを売ることも可能である。船主の利益は代以外に、もその道を見出すことが出来たわけである。

\* 世話代は定期の集会や祭の際に船員に饗応し、或いは船員の慶弔のために船主が保留しておく分である。

もつとも、鯉漁村が資本主義的になること自体はさして不思議ではない。民俗学者の言によれば、T村のごときは本来的に「なごの浦」の形態に属するものであろう。「なごの浦」は「ゆいが浜」、「もやい浜」と区別されるものであつて、その新旧は一概にはいえないにしても、その漁獲物分配の形式が差別的たると共に合理的要素を加えている点に特徴が見出されている\*。そしてこれは「なごの浦」が元来、経営漁業に属していることに原因が求められるであらう。すなわちそこでは、経営者と労働者の分離が本質的に前提とされているのである。もちろん網元、津元に代表される経営者は同時に資本家でもあつた。しかしT村では既に経営者と資本家の分離さえ生じている。この点は明らかに区別すべきであるが、しかしかゝる形態にまで発展する下地は、伝統的鯉漁のうちに既にひそんでいたことも事実とすべきであらう。

\* 倉田一郎『漁獲物とその分配について』（『民族学研究』新二ノ九、十、十二月号）。

とすれば、最後に、しからば何故にかかる高度の経営組織と正に前近代的な親族共同体的体制とが結びつきうる可能性があるのであるのであろうか。この点に関するわたくしの推論はT村における事実の裏付けを有つものではないが、それは一般的にいつて、漁撈そのものの性質に帰することが出来るであらう。経済学者の言を俟つまでもなく、漁撈は本質的に單純労働の集積である。そしてこの点は機械化の進歩にもかかわらず、根本的には変りはない。とくに「一本釣り」は單純労働の集積たる点ではその最たるものであろう。ここに人的組織においては以前の形態、すなわち親族関係や擬制的親族関係を利用する余地と理由とがあり、またこれが有利であると判ると、これから抜けきらない限界があるように考えられるのである。漁撈はクリティカル・モメントの代表的なものとされている。したがつて会社経営の形態をとる時は、

経営者は絶えず危険な状態にさらされなければならない。代分けのごとき歩合制のとられるのはこのためであるが、親族関係の利用はこの危険を一層カバーするものであるともいえるであろう。身分的な誇りを有たない船主にとつては、有能な漁夫を確保するために、結婚政策が行われていないわけでもない。もちろんこの「利用」は船主側だけの問題ではない。他に技能を有たず、したがって土地を離れることの困難は一般漁夫にとつても、この関係の「利用」は最低限の生活を確保する途でもあるからである。しかし漁夫側の利用もこれだけではないようである。一家同船は一家全滅の危険をはらんでいる。分乗だけがこの危険を軽減させる途である。村内の族的体制からして必然的に幾人もの船主と親族関係を有っている漁民家族は、「義理立て」の名目で、この関係を「利用」してないともいえないのである。

漁撈形態と親族関係との連関は、なお隣村のAとの比較によつても明らかになるであろう。自然環境はほぼ等しくしているが、A村は本来的に鰹よりも海豚漁を主としている。いわゆる棒受網による漁法であり、したがつてここでは網組が支配的な形態とならざるをえない。旧い網組がそのまま残されているのもそのためである。それは海豚漁の収入が大であるためではない。海豚の追込みの場合は、船主と共同で働くよりも、小舟の持主となつて、網組を組織した方が船代の点からしてはるかに有利だからである。全国にも稀な古式の若者組を残しているのも、こうした漁撈組織との関連をおもわせるのであるが、とにかくこうした網組形態においては親族関係の援用、利用の範囲もずつと狭くなるわけである。ここでの協同は家族主義な小単位を綜合した全村一致的作業の面に示されている。T村の場合は親族的な線によつて集められた諸個人を個人主義的経営の面で協同せしめているともいえるであろう。